

未来のしずく会 会則

第1条 名称

本会は、「未来のしずくの会」という。

第2条 所在地

この会は、神奈川県横浜市戸塚区上倉田町445に本部をおく。

第3条 目的

本会は、特殊情報処理した水を使用することにより、会員の健康維持、促進を図ることを目的とし、同時に本水の還元作用により生態系にも有益な水となり環境改善をも目的とする。

第4条 事業

本会は、第3条の目的を推進する為に次の事業を行う。

- (1) 特殊情報の水製造ボトルの貸出しの承認
- (2) 特殊情報の水製造装置の貸出しの承認
- (3) その他特殊情報の水拡販に必要な事業全般

第5条 会員

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。

第6条 入会

会員として入会しようとする者は、入会申込書を未来のしずくの会会長あて提出し、未来のしずくの会の承認を得るものとする。

第7条 会費

会員は、総会において定める会費を入会時に納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 1000円
- (2) 賛助会員 100,000円以上

第8条 退会

会員は、退会届を未来のしずくの会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 貸出ししているボトルを返却し、Future Drop株式会社が退会を代行指示した時

第9条 運営

本会の運営は、Future Drop株式会社の責任に於いて
行うものとする。

よって下記の事項はFuture Drop株式会社の決議により行う。

- (1) 役員を選任
- (2) 本会の解散、合併に関する事項
- (3) 会員の除名に関する事項
- (4) 本会の運営に関する重要事項

役員会は、Future Drop株式会社が招集し、議決の執行に
関する事項及び日常の運営に関する事項を議決し執行する。

第10条 役員

本会は次の役員をおく。

会長 1名 本会を代表し統括する。

副会長 2名 会長の補佐及び事業執行や管理業務をする。

監事 1名 監事は役員職務執行を監査する。

2 役員は、Future Drop株式会社の決議で選任する。

任期は2年とし、権限、責任等はFuture Drop株式会社が
定める。

第11条 事業年度

本会の事業年度は、毎年 月 日から翌年の 月 日とする。

第12条 財産の管理

本会の会計処理及び管理方法は役員会が定める。

第13条 会則の改正

本会の会則の改正は、役員会において決する。

第14条 細則

この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、
役員会が定める。

第15条 雑則

この会則は、平成29年 月 日から施行する。